

## 篠栗町空家等管理事業者紹介制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、空家等の適正な管理を促進するため、町が空家等管理業務を行う事業者を空家等の所有者等に紹介する篠栗町空家等管理事業者紹介制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、篠栗町空家等及び空地の環境保全に関する条例（令和6年条例第10号）において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等管理業務 外観の点検、家屋の通風、水道の通水、敷地内・家屋の清掃、雨漏りの確認、庭木の剪定、除草その他の空家等を適正に管理するための業務をいう。
- (2) 自治組織等 自治会や地域を基盤として活動している任意団体で、地域にある空家等の適正管理に係る活動を行うものをいう。
- (3) 空家等管理事業者 空家等管理業務を行う事業者又は自治組織等をいう。

### (登録を受けることができる事業者)

第3条 空家等管理事業者として登録を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 町内に事業所を有する事業者又は町内に存する自治組織等
- (2) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(3) 町税を滞納していない者

(4) 自らが行う空家等管理業務について、パンフレット、ホームページ等で広報を行うことができる者

(5) 空家等管理業務の報告を空家等の所有者等へ行うことができる者

(登録の申請)

第4条 空家等管理事業者として登録を受けようとする者は、篠栗町空家等管理事業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出するものとする。

(1) 同意書兼誓約書（様式第2号）

(2) 町税の滞納がないことを証明する書類

(3) その他町長が必要と認める書類

(登録及び公表)

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適切であると認めたときは、篠栗町空家等管理事業者登録名簿（様式第3号）に登録するとともに、その旨を篠栗町空家等管理事業者登録通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による登録をしたときは、登録した内容についてホームページ等で公表するものとする。

(名簿の登録事項の変更)

第6条 名簿に登録された空家等管理事業者（以下「登録事業者」という。）は、名簿の登録事項に変更があるときは、篠栗町空家等管理事業者登録事項変更申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(名簿からの削除)

第7条 登録事業者は、名簿からの削除を希望する場合は、篠栗町空家等管理事業者登録削除申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、当該登録事業者を名簿から削除するものとする。

3 町長は、第1項の場合のほか、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録事業者を名簿から削除するものとする。

- (1) 第3条に規定する要件に適合しなくなった場合
- (2) 空家等の所有者等に虚偽又は悪質な勧誘を行った場合
- (3) 強引な手法や事実誤認を与える営業活動や表示を行った場合
- (4) 不要な業務の強要や故意に見積り金額等を偽る行為をした場合
- (5) 著しく不適當な料金設定を行った場合
- (6) 所有者等からの苦情等に対して不誠実であった場合
- (7) その他町長が適當でないとした場合

4 町長は、前2項の規定により、登録事業者を名簿から削除したときは、その旨を篠栗町空家等管理事業者登録消除通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（空家等管理業務の内容等）

第8条 空家等管理業務の内容、料金その他必要な事項は、所有者等と登録事業者とが協議して決定するものとする。

2 町長は、前項の協議及び決定について、一切関与しない。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、篠栗町空家等管理事業者紹介制度に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。